

水道水源の保護に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条、第1項の規定に基づき水道水源の保護に関し必要な指導を行うことにより、安全でおいしい水を永続的に供給し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水道水源

本市の水道のための取水施設（法第3条第8項に規定する取水施設をいう。）の周辺地域のうち水道の原水の取り入れに係る区域をいう。

(2) 汚水等

汚水、し尿、これらの処理水、その他水質を汚濁するおそれのある物質を含む水、その他の液体物質をいう。

(市の責務)

第3条 市は、水道水源の保護に係る施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって水道水源における水質を汚濁しないよう必要な措置を講じるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する水道水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定)

第6条 市長は、水道水源を保護するため、特に必要な区域を水源保護地域に指定するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により水源保護地域に指定した区域を変更し、又当該指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により水源保護地域の指定、その区域の変更又は当該指定の解除をしたときは、その旨及びその区域を直ちに公表するものとする。

(水源保護地域における事業者等の遵守事項)

第7条 水源保護地域において別表1に掲げる事業又は別表2に掲げる行為（以下「対象事業等」という。）を行う事業者等（以下「事業者等」という。）は、対象事業等を行うに当たっては、関係法令を遵守するほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 対象事業等に係る汚水等を水道水源に排出しないこと。ただし、やむを得ない理由により水道水源に汚水等を排出する場合は、当該対象事業等に係る土地外に排出する地点における水質が別表3に定める基準値を満たすように必要な措置を講じること。

(2) 対象事業等に係る汚水等を水道水源の水質に影響を及ぼす地下水に浸透させないこと。ただし、やむを得ない理由により当該汚水等を当該地下水に浸透させる場合は、当該地下水が当該対象事業等に係る土地外に流出する地点における水質が別

水道水源の保護に関する指導要綱

表 3 に定める基準値を満たすよう必要な措置を講じること。

- (3) その他取水施設における水質、水量等に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じること。

(事前協議)

第 8 条 事業者等は、水源保護地域において対象事業等（当該事業者等が行う別表 1 に掲げる事業に伴う別表 2 に掲げる行為を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ当該対象事業等の実施について、事前協議書（別記様式）により市長と協議をしなければならない。

(協定の締結)

第 9 条 前条の協議（以下「事前協議」という。）が成立したときは、事業者等は速やかに水道水源の保護に係る協定（以下「水源保護協定」という。）を市長と締結しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(協議事項の変更)

第 10 条 事業者等は、事前協議に係る事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当該変更について、第 8 条の例により市長と協議しなければならない。ただし、軽微な変更など市長が協議を行う必要がないと認めるものについてはこの限りではない。

- 2 前項の協議に伴い、必要な水源保護協定の変更については前条の規定を準用する。

(遵守事項等の違反に対する措置)

第 11 条 市長は、事業者等が第 7 条の規定又は水源保護協定に違反していると認めるときは当該事業者等に対し、その是正について必要な指導、助言又は勧告をするものとする。

- 2 市長は、事業者等が前項の指導、助言又は勧告に従わないときは、当該事業者等に対し対象事業等の実施の一時停止を要請するものとする。

(事前協議等の不履行に対する措置)

第 12 条 市長は、事業者等が事前協議（第 10 条第 1 項の協議を含む。以下同じ。）をせず、又は水源保護協定を締結せずに、対象事業等を行おうとし、又は行っているときは、当該事業者等に対して、事前協議をし、又は水源保護協定の締結をするよう指導又は勧告をするものとする。

- 2 市長は、前項の指導及び勧告に従わない事業者等に対し、当該対象事業等の実施の一時中止を要請するものとする。

(公表)

第 13 条 市長は、事業者等が第 11 条第 2 項の規定による一時停止、又は前条第 2 項の規定による一時中止の要請に従わないときは、その旨及び事業者等を公表することができる。

(報告)

第 14 条 市長は、事業者等の協力を得てこの要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し報告を求めることができる。

水道水源の保護に関する指導要綱

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

水道水源の保護に関する指導要綱

別表1(第7条関係)

- 1 鉱業（調査のための探査、試掘を含む。）
- 2 林業
- 3 畜産業
- 4 採石業、砂利採取業
- 5 旅館業（別荘、民宿を含む。）
- 6 研修施設（合宿施設、研究施設を含む。）に係る事業
- 7 飲食業
- 8 クリーニング業
- 9 ゴルフ場（ミニゴルフ場、パターゴルフ場を含む。）に係る事業
- 10 産業廃棄物処理業
- 11 レクリエーション施設に係る事業
- 12 その他、水道水源における水質を汚濁するおそれのある物質の排出を伴う事業

水道水源の保護に関する指導要綱

別表 2(第 7 条関係)

- 1 汚物等（汚物、塵芥、肥料、農薬、汚水等、その他水質を汚濁するおそれのある物質を含む物をいう。以下同じ。）の放流、散布又は廃棄
- 2 汚物等の堆積もしくは貯蔵、又はこれらを行う施設の設置
- 3 さく井又は揚水施設の設置
- 4 土砂の採取、その他地形を変える行為
- 5 その他、水道水源における水質を汚濁するおそれのある行為

水道水源の保護に関する指導要綱

別表 3(第 7 条関係)

1 有害物質

	項 目	基 準 値	備 考
1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l 以下	
2	シアン化合物	0.01 mg/l 以下	
3	有機燐化合物	0.1 mg/l 以下	
4	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	
5	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	
6	砒素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/l 以下	
8	PCB	不検出	
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l 以下	
10	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	

※ 不検出とは、定められら方法で測定した場合においてその結果が定量限界を下回ることをいう。

2 生活環境項目

	項 目	基 準 値	備 考
1	水素イオン濃度（水素指標）(pH 値)	5.8~8.6 以内	
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	20 (10) mg/l 以下	
3	化学的酸素要求量（COD）	20 (10) mg/l 以下	
4	浮遊物質（SS）	50 (30) mg/l 以下	
5	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	1 mg/l 以下	
6	ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	3 mg/l 以下	
7	フェノール類	0.005 mg/l 以下	
8	銅	1.0 mg/l 以下	
9	亜塩	1.0 mg/l 以下	
10	鉄	0.3 mg/l 以下	
11	マンガン	0.05 mg/l 以下	
12	クロム	0.2 mg/l 以下	
13	弗素	0.8 mg/l 以下	
14	大腸菌群数	100 個/ml 以下	
15	全窒素	10 mg/l 以下	
16	全磷	1.6 mg/l 以下	

（数値）は日間平均

3 農 薬

	項 目	基 準 値	備 考
1	イソキサチオン	0.008 mg/l 以下	
2	イソフェンホス	0.001 mg/l 以下	

水道水源の保護に関する指導要綱

3	クロルピリホス	0.004 mg/l 以下	
4	ダイアジノン	0.005 mg/l 以下	
5	トリクロロホルン (DEP)	0.03 mg/l 以下	
6	ピリダフェンチオン	0.002 mg/l 以下	
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/l 以下	
8	イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下	
9	イソプロジオン	0.3 mg/l 以下	
10	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004 mg/l 以下	
11	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/l 以下	
12	キャプタン	0.3 mg/l 以下	
13	クロロタロニル (TPN)	0.04 mg/l 以下	
14	クロロネブ	0.05 mg/l 以下	
15	チウラム (チラム)	0.006 mg/l 以下	
16	トルクホホスチメル	0.08 mg/l 以下	
17	フルトラニル	0.2 mg/l 以下	
18	ペンシクロン	0.04 mg/l 以下	
19	メプロニル	0.1 mg/l 以下	
20	アシュラム	0.2 mg/l 以下	
21	シマジン (CAT)	0.003 mg/l 以下	
22	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 mg/l 以下	
23	ナプロパミド	0.03 mg/l 以下	
24	ブタミホス	0.004 mg/l 以下	
25	プロピザミド	0.008 mg/l 以下	
26	ベンスリド (SAP)	0.1 mg/l 以下	
27	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08 mg/l 以下	
28	ペンディメタリン	0.05 mg/l 以下	
29	メコプロップ (MCPP)	0.005 mg/l 以下	
30	メチルダイムロン	0.03 mg/l 以下	